

- ➡ 組合健保の保険料率は、30/1000～130/1000(3%～13%)の範囲内で組合が自主的に決め、また、事業主と被保険者の負担割合も組合で自主的に決めて厚労大臣の認可を得れば良いことになっています。
- ➡ 組合健保では、法定給付(法律で定められた給付)以外に、各組合の状況に応じて法定給付に上乘せ支給する付加給付が認められています。
- ➡ 組合健保では、組合独自の保健事業を実施することができます。
- ➡ 会社員や公務員が加入する被用者保険では、被扶養者が認められており、被扶養者に認定されても被保険者の保険料が増額されることなく、被扶養者に対する各種給付を受けることができます。
国民健康保険には、被扶養者という概念はありません。